

人口減少対策分析・政策効果検証業務
委託に係るプロポーザル実施要項

富士吉田市 企画部 企画課

1. 趣旨

この要領は、人口減少対策分析・政策効果検証業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

人口減少対策分析・政策効果検証業務委託

(2) 業務の内容

仕様書のとおりとする。

(3) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

(4) 業務委託期間

令和8年度 契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月31日

(5) 委託上限金額

参考業務規模は、16,460千円（税込み）を上限とする。

3. プロポーザルの概要

3-1. プロポーザルの目的

業務の目的を達成することができる豊富な経験と幅広い知識、効果的かつ実効性のある計画を
発案する受託者を選定することを目的とする。

3-2. 参加要件

単独企業による参加申込みの場合は、次の（1）から（8）の要件を満たさなければならない。
また、共同企業体による参加申込みの場合は、（9）の要件を満たさなければならない。

- （1）富士吉田市入札参加資格者名簿に登載され、当該契約案件に対応する種目について登録が認められた者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- （3）「富士吉田市工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと及びいずれの自治体においても入札参加資格停止（指名停止）を受けていないこと。
- （4）申請提出期限の日または指名通知の日以前 6 か月以内に手形または小切手の不渡りは出していないこと。（不渡りによる取引停止処分を受けた場合、処分を受けた日から 2 年を経過していることを含む。）
- （5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立はしていないこと。
- （6）富士吉田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 16 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）または暴力団員等がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。
- （7）富士吉田市に納税義務がある参加者の場合にあっては、市税等の滞納がないこと。
- （8）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触していないこと。
- （9）共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件を全て満たしていること。
 - ア 共同企業体は 2 者以内で構成されていること。
 - イ 共同企業体の代表構成員が申込み者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。
 - エ 共同企業体の代表構成員については、上記（1）～（8）を満たし、その他構成員については、（2）～（8）の要件を満たしていること。

3-3. プロポーザルのスケジュール

	No.	項目	内容
参加要件審査	①	手続き開始の公告・実施要項配布開始 参加申込に係る関係資料配布開始	令和8年4月7日(火) 午前9時から
	②	参加申込の提出 締切期限	令和8年4月22日(水) 午後5時まで
	③	参加資格要件の確認	令和8年4月23日(木)
	④	参加資格要件適否の通知	令和8年4月24日(金)
企画提案書審査	⑤	企画提案書・関係書類の受付	令和8年4月27日(月) 午前9時から
	⑥	質問書の受付 締切期限	令和8年4月27日(月) 午前9時から 令和8年5月1日(金) 午後5時まで
	⑦	質問書の回答期限	令和8年5月8日(金)
	⑧	企画提案書・関係書類提出期限	令和8年5月15日(金) 午後5時まで
	⑨	企画提案書・関係書類審査	令和8年5月22日(金) 予定
	⑩	最適者選定・選定結果通知	令和8年5月25日(月) 予定

3-4. 参加の申し込み

(1) 参加申込書の作成及び提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は次により参加申込書を作成し、添付書類を添えて提出する。

提出書類

<単独企業の場合>

- ・プロポーザル参加申込書 【第1号様式】
- ・参加事務所概要書 【第2号様式】

<共同企業体の場合>

- ・プロポーザル参加申込書 【第1号様式】
- ・参加事務所概要書 【第2号様式】(※構成事業者ごとに提出すること)
- ・共同企業体協定書

(2) 提出方法

提出期間内に、事務局に持参により提出することを原則とする。(ただし、郵送も可とするが、期限内に到着しなかったものについては、理由を問わず受付できないものとする。)

(3) 提出期間

本プロポーザル開始の公告日から令和8年4月22日(水) 午後5時まで

(4) 提出部数

提出部数は1部とする。

(5) 作成及び提出上の注意

- ①参加申込書が締切期日までに提出されなかった場合及び虚偽の記載が認められた場合は、参加申込書は無効とする。
- ②参加申込書提出後は差し替え、追加、削除は一切認めない。
- ③参加者が提出できる参加申込書は1点のみとする。
- ④参加申込書は代表印を押印して提出する。

3-5. 募集要項および関係書類の配布

(1) 配布書類

- ①人口減少対策分析・政策効果検証業務に係るプロポーザル実施要項
- ②人口減少対策分析・政策効果検証業務に係るプロポーザル仕様書
- ③人口減少対策分析・政策効果検証業務に係る評価基準
- ④様式集

(2) 配布期間

令和8年4月7日（火）午前9時から4月22日（水）午後5時まで

(3) 配布場所

本要項「3-1 2. 事務局」にて配布する。

※富士吉田市役所ホームページからも入手可能。

3-6. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、プロポーザル質問書【第3号様式】に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで事務局へ提出する。（電話にて到達確認を行うこと）

(2) 質問の受付期間

令和8年4月27日（月）午前9時から5月1日（金）午後5時まで

(3) 質問に対する回答期限及び方法

回答期限は、令和8年5月8日（金）までに行う。

質問に対する回答は、当該質問者に対して回答するとともに、全体に周知する必要がある項目については全員に質疑者名を伏せたうえで、メールで回答する。

3-7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書 【第4号様式】
- ② 見積書

(2) 提出方法

提出期間内に事務局に持参・郵送で提出すること。

(3) 提出期間

令和8年4月27日(月)午前9時から5月15日(金)午後5時まで

(2) 提出部数

- ① 企画提案書：正本1部、副本6部（副本は正本の写しとすること。）
- ② 見積書 1部

(5) その他

期限までに企画提案書が提出されない場合、辞退したものとみなします。

3-8. 辞退

参加申込書等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、速やかに辞退届【第5号様式】を提出すること。市が辞退届を受領した時点で、参加資格を失うものとする。

辞退届の提出に当たっては、事前に「3-12. 事務局」に電話にて連絡の上、持参、郵送又は電子メールのいずれかで提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

3-9. 評価委員会

企画提案書の特定に係る評価は、「人口減少対策分析・政策効果検証業務に係る委託候補者評価委員会設置要綱」により組織された評価委員会が、別に定める「人口減少対策分析・政策効果検証業務に係る委託候補者評価委員会設置要綱」に基づき行う。

3-10. 審査結果の通知

最終候補者に決定した参加事業者に特定通知書【第6号様式】で通知します。

また、最終候補者に選定されなかった参加事業者には非特定通知書で通知します。

3-11. 参加者が2者未満となった場合の措置

参加希望者が2者未満となった場合においても、企画提案書の提出及び審査を行い、評価委員会において評価基準に基づき審査及び評価を行い、基準を満たすと認められる場合には最適者として選定する。

3-12. 事務局

〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田6丁目1番1号

富士吉田市役所 企画部企画課 小野

電話 0555-22-1111 内線 536

FAX 0555-24-2235

E-mail kikaku@city.fujiyoshida.lg.jp

4. 審査

(1) 企画提案書の提出者の選定（参加資格要件の合否）

参加申込書に記載された事項及び添付書類の確認等により、参加資格要件合否を確認し、企画提案提出者を選定する。

なお、企画提案提出者が1者のみの場合においても、企画提案提出者として選出する。

(2) 企画提案書の審査

提出書類のみでの審査とし、プレゼンテーション・ヒアリング等は実施しない。

5. 選定（最終審査）

(1) 選定方法

企画提案書による審査を行い、各評価委員が別に定める「人口減少対策分析・政策効果検証業務に係るプロポーザル評価基準」に基づき評価し、評価委員会（非公開）の審議により、最適者1者、次点者を1者選定する。

※参加者が2者未満となった場合については、「3-11. 参加者が2者未満となった場合の措置」のとおり。

(2) 選定結果の通知

- ・選定者決定後、企画提案書提出者にその結果を通知する。
- ・なお、審査に対する異議の申し立ては一切認めない。

(3) 選定結果の公表

選定結果は市のホームページにて公表する。

6. 失格事項

提出された提案書等が、次に掲げる条項に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 提案書等の提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの。
- (2) 本実施要項に示された提出書類作成の注意点等の条件に適合しないもの。
- (3) 提案書等に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本実施要項に定める手続き以外の手法により、不正にプロポーザル又は選定に係る情報を得ようとし、また得た場合。

7. 契約に関する事項

最適者と企画提案書内容に基づき、契約に関する協議を行う。ただし、最適者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行う。

8. その他の留意事項

- (1) 本実施要項に記載の基準等について、国並びに山梨県及び富士吉田市の基準等が変更となった場合等には、本実施要項に記載の内容を変更する場合がある。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限までに参加申込書が到達しなかった場合は、該当の審査を受けられないものとする。
- (4) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等の著作権は、参加者に帰属することとする。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外に参加者に無断で使用しない。
- (8) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (9) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合には、企画提案書等を無効とする。
- (10) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 提出者は、参加申込書の提出を以て、実施要項及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、審査方法や審査結果に対する異議申し立て等は、受け付けないものとする。